

## 料金表（令和3年8月1日ご利用分より）

下記に記載の料金表は、サービス利用に係る基本的な額を記載したものです。実際にお支払いいただく金額は、利用者負担の割合、個別加算該当、負担限度額認定の有無及び利用者負担額の減免等により異なりますので、詳細については担当者に直接お問い合わせ下さい。

### （1）居住費及び食費

<居住費の所得段階別負担限度額>

1日あたり	負担限度額			基準費用額 第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	
従来型個室	320円	420円	820円	1,171円
多床室（相部屋）	0円	370円	370円	855円

<食費の所得段階別負担限度額>

1日あたり	負担限度額				基準費用額 第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	
	生活保護 受給者等	年金収入 80万円以下	年金収入80万円 以上120万円以下	年金収入 120万円超	
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

◆居住費・食費の料金は、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額をお支払いいただきます。

### （2）基本料金

【従来型個室 第4段階】 1日あたり

1. 利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
2. 居室に係る自己負担額	1,171円	1,171円	1,171円	1,171円	1,171円
3. 食事に係る自己負担額	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
利用料金額合計	8,346円	9,026円	9,736円	10,416円	11,086円

【多床室（相部屋） 第4段階】 1日あたり

1. 利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
2. 居室に係る自己負担額	855円	855円	855円	855円	855円

3. 食事に係る自己負担額	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
利用料金額合計	8,030 円	8,710 円	9,420 円	10,100 円	10,770 円

◆サービスの利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります。

◆利用者が短期入院又は外泊された場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、  
 (1)記載の居住費と下記の外泊時費用となります。1ヶ月に6日を限度としてお支払い  
 いただきます。(月をまたがる場合は、最大で12日分まで加算されます。)

外泊時費用 (1日あたり)	
サービス利用料金	2,460 円

### (3) 加算料金

(全利用者対象)

1日あたり

加算サービスの内容	初期加算	看護体制加算		サービス提供 体制強化加算 (I)	夜勤職員 配置加算 (I)	安全対策体制加 算(入所時1回 のみ)
		(I)	(II)			
サービス利用料金	300 円	40 円	80 円	220 円	130 円	200 円

加算サービスの内容	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (I)
加算率	8.3%	2.7%

(注)

- 介護職員処遇改善加算(I)は所定単位数(居住費、食費除く)に加算率8.3%を乗じた額を利用料金に加算するものです。
- 介護職員等特定処遇改善加算(I)は、介護職員等の更なる処遇改善を図るため、所定単位数(居住費、食費除く)に加算率2.7%を乗じた額を利用料金に加算するものです。

(個別対応加算)

1日あたり

加算サービスの内容	個別機能 訓練加算	療養食加算 (1食あたり)	看取り介護加算 I	看取り介護加算 I	看取り介護加算 I	看取り介護加算 I
			①	②	③	④
サービス利用料金	120 円	60 円	720 円	1,440 円	6,800 円	12,800 円

(注)

- 個別機能訓練加算は、機能訓練指導員が利用者ごとに、個別機能訓練計画を作成し、ご家族等の同意を得て、機能訓練を行い、心身機能の維持に努めます。1日所定(上記)の費用が加算になります。
- 療養食加算は、利用者の病状等に応じて医師が発行する食事せんに基づき、年齢病状等に対応した栄養量及び内容の有する治療食の献立表を作成し提供した場合に、1日3食を

限度として、1食あたり所定の費用が加算となります。

○看取り介護加算について

当施設の嘱託医師が終末期であると判断した利用者について、利用者又はご家族等の同意を得て、医師、看護師、介護職員等が共同して看取り計画書を作成し、当施設において看取り介護を行った場合に、死亡日を含めて45日を上限として料金が加算されるものです。

- ・看取り介護加算①：死亡日の45日前～31日前について算定
- ・看取り介護加算②：死亡日の30日前から4日前について算定
- ・看取り介護加算③：死亡日の前々日、前日について算定
- ・看取り介護加算④：死亡日について算定

なお、看取り介護を行う際には、当施設が定める「看取り介護に関する指針」に基づく「看取り介護実施要領」を説明し、同意をいただきます。

- ◆令和3年4月1日サービス分から令和3年9月30日サービス分まで所定単位数に新型コロナ対策分0.1%上乗せ分が加算されます。